

(参考資料)

報告書第2部に掲げた「10の改革」の各重点項目について、具体的施策を挙げると以下のとおりである。

<目標1>

資金,人材,技術等ビジネスの基盤を整備し,業界の近代化・合理化をさらに進める

改革1 業界の近代化・合理化の支援 ~チャンスが光る業界へ~

重点項目	具体的施策
1 契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励,支援する	関係者間の議論を踏まえた契約見本の策定や明確な契約文書の作成ルールの確立など,慣行の改善・透明化に向けた自主的な取組を奨励・支援する。
2 経営,法務,財務などにおける専門人材の活用を奨励する	近代的経営感覚と,法律や財務の専門知識を有する者の活用を支援するとともに,事業者と法律家の交流活動を奨励・支援する。
3 独禁法の厳正な運用等により競争政策を充実させる	独禁法・下請法等を厳正に運用するとともに,公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化や相談活動の充実を図る。
4 弾力的な価格設定など事業者によるビジネス展開に関する取組を奨励する	日本版パイドール条項の適用等によってコンテンツの活用を奨励する。また,事業者が非再販品の発行流通を拡大し,価格設定の多様化に向けて取り組むことを奨励する。

改革2 資金調達手段の多様化 ~豊富な資金でビジネスチャンス~

重点項目	具体的施策
1 コンテンツ制作への融資を拡大するための措置を講じる	日本版完成保証制度を実施し,日本政策投資銀行による政策投融資を充実させる。
2 コンテンツ制作への投資等を拡大するための措置を講じる	商品ファンド法によるファンド組成手続きを円滑化する。また,信託業法を改正し,著作権の信託制度を活用した資産流動化の仕組みを整備する。
3 情報開示など投融資を促進	コンテンツの評価手法を確立するとともに,事業者

するための環境を整備する	が制作費を明示し、売り上げ・興行成績の透明化と情報開示を促進することで、投融資を受ける環境を整備する。
--------------	---

改革3 コンテンツ制作等へのインセンティブの付与 ~ビジネス展開を側面サポート~

重点項目	具体的施策
1 コンテンツの制作・投資等を促進するために必要な税制上の措置を検討する	コンテンツに関するリスクマネーの扱いも含め、諸外国の制度も参照しつつ、コンテンツの制作・投資等を促進するために必要な税制上の措置を検討する。

改革4 人材育成の強化 ~'ひと'がビジネスを変える~

重点項目	具体的施策
1 高等教育機関等におけるプロデューサーなどの人材育成を支援する	専門職大学院（法科大学院を含む）その他大学における自主的取組（大学院，専門学部，学科の設置，教育の充実など）を支援する。 また，テキストの編集やプロデューサー，クリエイター育成のための留学，研修を支援する。
2 映像産業振興機関の設立を支援する	米国のA F I（American Film Institute）や英国のThe Film Councilのように，大学等の教育機関のサポート等，映像産業全体の振興のための諸事業を推進する民間機関の設立の動きを支援する。

改革5 新技術の研究開発等の支援，普及 ~テクノロジーがビジネスを変える~

重点項目	具体的施策
1 CGをはじめとする先端映像技術などに関する研究開発を支援する	競争的研究資金等により，研究開発を支援する。
2 映画等の制作・流通及び上映を通じたデジタル化を推進する	デジタルシネマ等の技術の研究開発と標準化や，ポストプロダクション，上映に係るデジタル機器の利用促進等により，制作-流通-上映という一連の流れを通じたデジタル化を推進する。
3 ハイビジョン技術の研究開発	一層の高細密度な画像技術の研究開発を支援する

発の支援等を行う	とともに、ハイビジョン仕様のコンテンツの海外展開を促進する。
4 コンテンツ流通技術の研究開発の支援等を行う	ブロードバンドネットワークにおけるコンテンツの円滑な流通を促進するため、コンテンツ流通に係る技術の研究開発やその利用を支援する。

< 目標2 >

活躍する者に光をあて、社会をリードするビジネスを目指す

改革6 人材の発掘と顕彰 ~もっと探そうコンテンツ人材~

重点項目	具体的施策
1 コンペティションの開催や顕彰の機会の拡大・広報などを通じ、コンテンツ人材を早期に発掘、育成する	コンペティションの開催により才能ある者を発掘するとともに、優れた活動を行った人材を顕彰する機会を拡大し、その広報に努める。また、国際賞受賞に向けた支援を充実させる。

改革7 教育・啓発の充実 ~もっと知ろうコンテンツ~

重点項目	具体的施策
1 コンテンツに触れる機会の増大等、教育や啓発を充実させる	子ども達が映画や演劇等を鑑賞する機会を拡大しコンテンツを楽しむ裾野を広げるとともに、総合的な学習の時間等を活用した取組を支援する。 このほか、著作権に関する教育、啓発を充実させる。

< 目標3 >

海外、新分野のビジネス等を大きく展開する

改革8 海外展開の拡大と海賊版対策の強化 ~アジアへ、そして世界へ~

重点項目	具体的施策
1 国、在外公館、JETRO、国際交流基金などを通じた海外展開を支援する	海外市場に関する調査など公的機関等の情報収集機能を強化するとともに、事業者が海外見本市へ出展する際の支援を拡大する。

<p>2 東京国際映画祭の抜本的な強化による海外展開を支援する</p>	<p>映画祭にマーケット機能を付与してその場での取引を可能にするとともに、ゲーム、音楽その他のコンテンツ関連イベントと併せて集中的に開催することを検討するなど、抜本的な強化を図ることにより3大国際映画祭に比肩する国際評価を目指す。</p>
<p>3 国際交流などによるジャパンブランドの発信強化を図る</p>	<p>クリエイター等が国家の枠を超えて交流し、国際共同制作に取り組むことに対する支援を拡大する。また、日本の漫画・アニメを視察する外国の事業者への情報提供の場として、アニメ、漫画関係資料の収集保存の在り方を検討し、併せて海外広報等の取組も促進する。</p>
<p>4 あらゆるチャネルを通じた海賊版の取り締まりを強化する</p>	<p>在外公館、JETROなどによる現地取り締まり機関への要請を強化するとともに、侵害発生国との二国間交渉や多国間の取組を強化する。さらに、アジア諸国自らによる海賊版対策や著作権管理能力の向上に向けた支援を行う。</p>

改革9 プロードバンドなどによる事業展開の推進 ~もっと便利におもしろく~

<p>重点項目</p>	<p>具体的施策</p>
<p>1 コンテンツの利用に関する契約締結、データベースなどの整備を促進する</p>	<p>利用にあたっての明確な契約を締結する個別事業者間の取組を支援する。また、権利情報データベース構築を支援するとともに、著作権者不明等により利用契約が締結できない場合のための「著作物の裁定制度」に係る利用マニュアルを整備・公表する。加えて、放送番組の2次利用に係る合意形成、制作会社や放送事業者による放送番組の活用の実態を調査し、2次利用展開が促進される取組を支援する。</p>
<p>2 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励、支援する</p>	<p>コンテンツが、青少年を含め社会全般に与える影響について指摘がなされていることに鑑み、実態の調査を支援する。また、インターネット上を流通するコンテンツの安全性を示すマーク制度の制定など、業界の自主的な取組を奨励する。一方、不正複製や万引きへの対応を強化する。</p>
<p>3 コンテンツに関する法制度や運用について検討等を行う</p>	<p>著作権法をはじめとする法制上の諸課題の検討を進める。 また、子役が出演する公演時間の多様化について検</p>

	<p>討を継続する。</p>
<p>4 ブロードバンドなど新たな流通手段におけるコンテンツ事業の推進を支援する</p>	<p>コンテンツ利用に係る関係者間の合意形成の奨励・支援等</p> <p>ブロードバンド等へのコンテンツ活用に係る関係者間が、利用許諾の在り方について合意形成に向け取り組んでいるが、こうした動きを奨励・支援する。また、電気通信役務利用放送の著作権法上の位置付けについては、国際的な動向を踏まえつつ、必要に応じ検討する。</p> <p>研究開発に関する促進、支援</p> <p>利用者、権利者双方にとって安全で安心できるネットワーク環境とするための技術の研究開発、利用を支援する。</p> <p>また、ネットワークを活用した利用許諾契約の締結、権利保護および利用に応じた課金のためのシステムなど、円滑にコンテンツを利用できる技術の研究開発やその利用を促進する。</p>

改革10 地域等の魅力あるコンテンツの保存・発信強化 ~ニッポン全国コンテンツで豊かに~

重点項目	具体的施策
<p>1 地域等の伝統・文化デジタルアーカイブの構築やその活用などを支援する</p>	<p>地域等の伝統文化に関するデジタルアーカイブ構築やその利活用などを支援する。</p> <p>また、インターネット時代の貴重な資産であるホームページなど Web 情報のアーカイブ化を推進する。</p>
<p>2 フィルムコミッションのロケ誘致活動を支援する</p>	<p>行政のロケーションへの便宜供与をルール化することなどを検討する。</p>
<p>3 地域における「コンテンツ戦略」に関する取組を奨励、支援する</p>	<p>地方自治体におけるコンテンツをいかした地域づくり・まちづくりのための戦略策定・実施に向けた取組を奨励、支援する。</p>

以上